

水質汚濁防止法に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準について、第 9 次総量削減計画に位置付けた「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」を令和 9（2027）年度まで継続するため、別紙 1 及び 2 のとおり、一部改正する。

＜社会実験に係る総量規制基準＞

- 【 対 象 施 設 】 ・ 矢作川浄化センター（西尾市）
・ 豊川浄化センター（豊橋市）
- 【 期 間 】 ・ 令和 4（2022）年 11 月 1 日～令和 5（2023）年 3 月 31 日
・ 令和 5（2023）年 9 月 1 日～令和 6（2024）年 3 月 31 日
・ 令和 6（2024）年 9 月 1 日～令和 7（2025）年 3 月 31 日
・ 令和 7（2025）年 9 月 1 日～令和 8（2026）年 3 月 31 日
・ 令和 8（2026）年 9 月 1 日～令和 9（2027）年 3 月 31 日
・ 令和 9（2027）年 9 月 1 日～令和 10（2028）年 3 月 31 日
- 【窒素の濃度基準(C 値)】 20mg/L（改正前 10mg/L）
- 【りんの濃度基準(C 値)】 2 mg/L（改正前 1 mg/L）



水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準

(平成29年6月27日 愛知県告示第287号)

[改正] 令和4年10月25日 愛知県告示第427号

[改正] 令和6年8月 日 愛知県告示第 号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、窒素含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第119号（水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準）は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。）に係る次の第1項に規定する C_n 並びに次の第2項に規定する C_{ni} 及び C_{no} に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値（同日以後に特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。）については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) \quad L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

この式において、 L_n 、 C_n 及び Q_n は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left(\begin{array}{l} L_n \quad \text{排出が許容される汚濁負荷量（単位　1日につきキログラム）} \\ C_n \quad \text{別表の第3欄(1)に掲げる窒素含有量（単位　1リットルにつきミリグラム）} \\ Q_n \quad \text{特定排出水の量（単位　1日につき立方メートル）} \end{array} \right)$$

- (2)ア 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

イ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

- 2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) \quad L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left(\begin{array}{l} L_n \quad \text{排出が許容される汚濁負荷量（単位　1日につきキログラム）} \\ C_{ni} \quad \text{別表の第3欄(2)に掲げる窒素含有量（単位　1リットルにつきミリグラム）} \\ C_{no} \quad \text{前項の式において用いられる} C_n \text{と同じ値（単位　1リットルにつきミリグラム）} \\ Q_{ni} \quad \text{平成14年10月1日（(2)イに掲げる指定地域内事業場にあつては、平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位　1日につき立方メートル）} \\ Q_{no} \quad \text{特定排出水の量（} Q_{ni} \text{を除く。）（単位　1日につき立方メートル）} \end{array} \right)$$

(2)ア 平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場（イ及び前項(2)イに掲げるものを除く。）

イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの

3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理 番号	業種その他の区分			窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		備 考
				(1)	(2)	
2	畜産農業			120	70	総面積が50平方メートル以上の豚房施設を有するものにあつては、第3欄(1)の値は、200とする。
3	天然ガス鉱業			60	60	
4	非金属鉱業			10	10	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	35	25	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	25	
6	乳製品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）			30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業			20	10	
9	寒天製造業			20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	25	20	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	35	20	
12	冷凍水産物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	55	15	
13	冷凍水産食品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	55	40	

14	水産食料品製造業 (整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
16	野菜漬物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	10	
17	味そ製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	40	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	35	
19	うま味調味料製造業			20	10	
20	ソース製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
21	食酢製造業			20	10	
22	砂糖精製業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			15	10	
24	小麦粉製造業			20	10	

25	パン製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
26	生菓子製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
27	ビスケット類・干菓子製造業			15	10	
28	米菓製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）			20	10	
30	植物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	10	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
31	動物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
32	食用油脂加工業			15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			20	10	
34	穀類でんぷん製造業			20	15	
35	めん類製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	20	
37	豆腐・油揚げ製造業			30	20	
38	あん類製造業			20	15	
39	冷凍調理食品製造業			25	10	

40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
41	清涼飲料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
42	果実酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
43	ビール製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
44	清酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
45	蒸留酒・混成酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
46	インスタントコーヒー製造業			20	10	
47	配合飼料製造業			15	10	
48	単体飼料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	20	
49	有機質肥料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に	20	15	

			限る。			
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	20	
50	たばこ製造業			20	10	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）			20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの			20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	綿織物捺染工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、50とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			20	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			10	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	

64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		20	15	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		15	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	15	
69	一般製材業又は木材チップ製造業		20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		10	10	
75	木材薬品処理業		20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		10	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		10	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		10	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		15	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパル		10	10	

	プ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの					
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		10	10		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		10	10		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		10	10		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		10	10		
89	機械すき和紙製造業		10	10		
90	手すき和紙製造業		10	10		
91	塗工紙製造業		10	10		
92	段ボール製造業		10	10		
93	重包装紙袋製造業		10	10		
94	セロファン製造業		20	10		
95	乾式法による繊維板製造業		20	10		
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10		
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	25	15	新聞その他の出版物を印刷するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	25	
101	製版業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	20	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		15	10	(ア) アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (イ) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3	

				欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (ウ) 尿素製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	
105	ソーダ工業	10	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	35	25	黄鉛顔料製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	35	35	(ア) バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (イ) 酸化コバルト製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (ウ) モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (エ) イットリウム酸化物製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (オ) 酸化銀製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (カ) 酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (キ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第

				3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつても、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、15とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつても、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、20とする。 (イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、300とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	20	20	
118	コールタール製品製造業	330	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、35とする。
120	プラスチック製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料

				又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、35とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、75、35とする。 (イ) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第3欄(2)の値は、15とする。 (ウ) メラミン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。 (エ) 化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、15とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、45とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	10	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	15	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	15	
129	塗料製造業	20	15	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	20	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、

						それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業			20	10	
133	生物学的製剤製造業			10	10	
134	生薬・漢方製剤製造業			15	10	
135	動物用医薬品製造業			20	15	
136	火薬類製造業			20	15	
137	農薬製造業			20	15	
138	合成香料製造業			15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）			15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業			15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	にかわ製造業にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
143	写真感光材料製造業			15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			10	10	
145	イオン交換樹脂製造業			15	10	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	10	
147	石油精製業			20	15	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）			20	10	
149	コークス製造業			500	320	
150	石油コークス製造業			20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業			20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			10	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）			20	15	
154	なめしかわ製造業			20	10	
155	毛皮製造業			10	10	
156	板ガラス製造業			15	10	
157	板ガラス加工業			10	10	
158	ガラス製加工素材製造業			10	10	
159	ガラス容器製造業			10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業			10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			15	10	

162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	
166	コンクリート製品製造業	15	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	15	
168	黒鉛電極製造業	10	10	
169	砕石製造業	10	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
172	うわ葉製造業	15	10	
173	高炉による製鉄業	20	10	(ア) 製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業にあつては、第3欄(1)の値は、10とする。 (イ) コークス製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (ウ) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第

				3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	10	10	
188	亜鉛鉄板製造業	10	10	
189	めっき鋼管製造業	20	15	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	10	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	20	15	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げ	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を

	るものを除く。)					有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業			15	10	
201	電気めっき業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	25	
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	(ア) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、35とする。 (イ) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	25	
203	一般機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	35	15	
204	電子回路製造業			15	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	(ア) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄(1)の値は、30とする。 (イ) 半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	10	
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に	30	15	

			限る。			欄の順序に従い、30、20とする。
207	精密機械器具製造業			15	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、第3欄(1)の値は、30とする。
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	10	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15	10	
209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立方メートル以上のものに限る。	20	15	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。 ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験の期間（令和4年11月1日から令和5年3月31日まで、同年9月1日から令和6年3月31日まで、同年9月1日から令和7年3月31日まで、同年9月1日から令和8年3月31日まで、同年9月1日から令和9年3月31日まで及び同年9月1日から令和10年3月31日までの期間）において、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20とする。 (イ) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものに
		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満のものに限る。	25	20	

						あつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
210	空瓶卸売業			20	10	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）			25	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			25	10	
213	飲食店			25	10	
214	宿泊業			25	15	
215	リネンサプライ業			20	15	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			20	15	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			20	15	
219	自動車整備業			25	20	
220	病院			25	20	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）			40	30	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）			40	30	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）			40	30	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。
224	ごみ処理業			25	20	
225	廃油処理業			20	15	
226	産業廃棄物処理業	ア	日平均排水量400立方	40	30	

	(前項に掲げるものを除く。)		メートル以上のものに 限る。			
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	45	35	
227	死亡獣畜取扱業			25	20	
228	と畜場	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	25	15	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	30	20	
229	中央卸売市場			20	15	
230	地方卸売市場			25	15	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）			25	15	
232	前各項に分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象 人員が200人以下のも の）、社員食堂のちゅう 房施設等生活に伴う施 設に係るもの	40	30	
		イ	その他	20	15	

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準

(平成29年6月27日 愛知県告示第288号)

[改正] 令和4年10月25日 愛知県告示第428号

[改正] 令和6年8月 日 愛知県告示第 号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、りん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第120号（水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準）は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。）に係る次の第1項に規定する C_p 並びに次の第2項に規定する C_{pi} 及び C_{po} に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値（同日以後に特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。）については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) \quad L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

この式において、 L_p 、 C_p 及び Q_p は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left(\begin{array}{l} L_p \quad \text{排出が許容される汚濁負荷量（単位　1日につきキログラム）} \\ C_p \quad \text{別表の第3欄(1)に掲げるりん含有量（単位　1リットルにつきミリグラム）} \\ Q_p \quad \text{特定排出水の量（単位　1日につき立方メートル）} \end{array} \right)$$

- (2)ア 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

イ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

- 2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) \quad L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left(\begin{array}{l} L_p \quad \text{排出が許容される汚濁負荷量（単位　1日につきキログラム）} \\ C_{pi} \quad \text{別表の第3欄(2)に掲げるりん含有量（単位　1リットルにつきミリグラム）} \\ C_{po} \quad \text{前項の式において用いられる} C_p \text{と同じ値（単位　1リットルにつきミリグラム）} \\ Q_{pi} \quad \text{平成14年10月1日（(2)イに掲げる指定地域内事業場にあつては、平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位　1日につき立方メートル）} \\ Q_{po} \quad \text{特定排出水の量（} Q_{pi} \text{を除く。）（単位　1日につき立方メートル）} \end{array} \right)$$

(2)ア 平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場（イ及び前項(2)イに掲げるものを除く。）

イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの

3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理 番号	業種その他の区分		りん含有量 (単位 1 リットルにつきミ リグラム)		備 考	
			(1)	(2)		
2	畜産農業		36	9	総面積が50平方メートル以上の豚房施設を有するものにあっても、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、36、9とする。	
3	天然ガス鉱業		1	1		
4	非金属鉱業		1	1		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	8	4	
6	乳製品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	5	3.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	3.5	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		8	4		
8	水産缶詰・瓶詰製造業		3	1		
9	寒天製造業		3	1.5		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		3	1.5		
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4	3.5	
12	冷凍水産物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	6	4.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	8	5.5	
13	冷凍水産食品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	6	4.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	8	6	

14	水産食料品製造業（整理番号８の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	6	4	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	8	4	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4.5	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	3	
16	野菜漬物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2.5	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	3	
17	味そ製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	7.5	4.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			6	3	
19	うま味調味料製造業			1.5	1	
20	ソース製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	2.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	2.5	
21	食酢製造業			3	1.5	
22	砂糖精製業			3.5	2	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			4	3	
24	小麦粉製造業			3	1.5	
25	パン製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	3	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4.5	2.5	
26	生菓子製造業			6	4	
27	ビスケット類・干菓子製造業			3	1	
28	米菓製造業	ア	日平均排水量400立方	3	2	

			メートル以上の工場に限る。			
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4	2.5	
29	パン・菓子製造業 (整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5	2.5	
30	植物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	1.5	米糠を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5	2	
31	動物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	4.5	
32	食用油脂加工業			2.5	1	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			2	1	
34	穀類でんぷん製造業			4	3	
35	めん類製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	2.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	4	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	4.5	
38	あん類製造業			5	4	
39	冷凍調理食品製造業			6	4	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	7	4.5	

			限る。			
41	清涼飲料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4	2	
42	果実酒製造業			1.5	1.5	
43	ビール製造業			4	2.5	
44	清酒製造業			4	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業			4	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業			2.5	1	
47	配合飼料製造業			2	1	
48	単体飼料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	3.5	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3.5	2	
49	有機質肥料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2.5	1.5	
50	たばこ製造業			2	1	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）			2	1	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの			2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	5	2	

	付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5.5	2	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			2	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			1.5	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			2	2	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			1.5	1.5	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			1	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			1	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			2	1	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)			3.5	1.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業			2	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	1.5	1	
75	木材薬品処理業			2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの			1	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			1	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			1	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの			1	1	

	るもの（次項に掲げるものを除く。）				
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		1	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1.5	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		1.5	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		1	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		1	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		1.5	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		1.5	1	
89	機械すき和紙製造業		1	1	
90	手すき和紙製造業		1	1	
91	塗工紙製造業		1	1	
92	段ボール製造業		1	1	
93	重包装紙袋製造業		1	1	
94	セロファン製造業		1	1	
95	乾式法による繊維板製造業		1	1	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		1.5	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1

	番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	1.5	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	新聞その他の出版物を印刷するものにあつては、第3欄(2)の値は、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	2	
101	製版業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業			2	1.5	
103	複合肥料製造業			2	1.5	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)			1	1	
105	ソーダ工業			1.5	1	
106	電炉工業			2	1	
107	無機顔料製造業			1.5	1.5	
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)			2	1.5	りん及びりん化合物製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの			1.5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの			1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄(1)の値は、2.5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの			1.5	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの			1	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの			1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄(1)の値は、2.5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)			1	1	
115	脂肪族系中間物製造業			1.5	1	りん又はその化合物を原料、

						触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、4とする。
116	メタン誘導品製造業			2	1	
117	発酵工業			2	1.5	
118	コールタール製品製造業			2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業			2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、5とする。
120	プラスチック製造業			2	1.5	
121	合成ゴム製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第3欄(2)の値は、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	2	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの			2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの			2	1	
125	合成繊維製造業			2	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業			2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
129	塗料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	

		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
130	印刷インキ製造業			2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業			2	1	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、2.5とする。
132	医薬品製剤製造業			2	1	
133	生物学的製剤製造業			1	1	
134	生薬・漢方製剤製造業			2	1	
135	動物用医薬品製造業			2	1.5	
136	火薬類製造業			1.5	1	
137	農薬製造業			2	1.5	
138	合成香料製造業			2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）			2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業			2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）			2	1	
143	写真感光材料製造業			2	1.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業			1	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1	
147	石油精製業			1.5	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）			1.5	1	
149	コークス製造業			1	1	
150	石油コークス製造業			2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業			1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			1	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）			2	1.5	
154	なめしかわ製造業			2	1	
155	毛皮製造業			2	1	
156	板ガラス製造業			2	1.5	
157	板ガラス加工業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に	1	1	

			限る。			
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業			2	1	
159	ガラス容器製造業			1	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業			1	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			1	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業			1	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			1	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1	
165	生コンクリート製造業			1	1	
166	コンクリート製品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
168	黒鉛電極製造業			1	1	
169	砕石製造業			1	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業			2	1.5	
172	うわ薬製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1	
173	高炉による製鉄業			1.5	1	
175	フェロアロイ製造業			1	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）			1	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）			1	1	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）			1	1	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項			1	1	

	に掲げるものを除く。)					
181	冷間ロール成型形鋼製造業			1	1	
182	鋼管製造業			1.5	1	
183	伸鉄業			1	1	
184	磨棒鋼製造業			1	1	
185	引抜鋼管製造業			1.5	1	
186	伸線業			1	1	
187	ブリキ製造業			2	1	
188	亜鉛鉄板製造業			1	1	
189	めっき鋼管製造業			1	1	
190	めっき鉄鋼線製造業			1	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1	
192	鍛鋼製造業			1	1	
193	鍛工品製造業			2	1	
194	鑄鋼製造業			1.5	1	
195	銑鉄鑄物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）			1	1	
196	鑄鉄管製造業			1	1	
197	可鍛鑄鉄製造業			1.5	1	
198	鉄粉製造業			1	1	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1	
200	非鉄金属製造業			1.5	1	表面処理工程（りん又はその化合物によるものに限る。）にあっては、第3欄(1)の値は、1とする。
201	電気めっき業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3.5とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5	3	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	(ア) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3とする。 (イ) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、そ
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5.5	2.5	

						れぞれ同欄の順序に従い、8、2.5とする。
203	一般機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3	2	
204	電子回路製造業			2	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業			2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄(1)の値は、3とする。
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、2とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3	1	
207	精密機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2.5	1.5	
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3	3	
209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立方メートル以上のものに限る。	1.5	1.5	(7) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び
		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満のものに限る。	2	1.5	

						矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験の期間（令和4年11月1日から令和5年3月31日まで、同年9月1日から令和6年3月31日まで、同年9月1日から令和7年3月31日まで、同年9月1日から令和8年3月31日まで、同年9月1日から令和9年3月31日まで及び同年9月1日から令和10年3月31日までの期間）において、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、2とする。 (イ) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあつては、第3欄(1)の値は、2とする。
210	空瓶卸売業			4	2	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	2.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	5	4	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	6.5	4.5	
213	飲食店	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	5	3.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5.5	4	
214	宿泊業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	3	

			限る。			
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	4	
215	リネンサプライ業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	3.5	3.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	6	4.5	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	3	2.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	3	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			4	2	
219	自動車整備業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	4	3	
220	病院	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	4	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）			4	3	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）			4	3	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、

						1、1とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	2	1.5	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	3	1.5	
224	ごみ処理業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	2.5	1.5	
225	廃油処理業			1.5	1	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	2.5	1.5	
227	死亡獣畜取扱業			4	3	
228	と畜場	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	8	2	
229	中央卸売市場			4	2	
230	地方卸売市場	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	1.5	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに 限る。	3.5	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	4.5	3	
232	前各項に分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のも	4	3	

			の)、社員食堂のちゅう 房施設等生活に伴う施 設に係るもの			
		イ	その他	3	2	